ALPSALPINE

第86回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時　2019年6月21日（金曜日）
午前10時
（当日は、午前9時より受付を開始します。）

開催場所　東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン㈱本社１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第86回定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使についてのご案内…… 3
（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金の処分の件…… 5
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件…… 7
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件…… 11
第４号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件…… 13
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件…… 16

（添付書類）
事業報告…… 27
連結計算書類…… 57
計算書類…… 61
監査報告書…… 63
会場ご案内図

アルプスアルパイン株式会社
証券コード：6770

証券コード6770
2019年６月６日

株 主 各 位

東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン株式会社
代表取締役
社長執行役員 栗　山　年　弘

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
**　また、当日ご出席願えない場合は、後記の「４．招集にあたっての決定事項」をご参照のうえ、2019年６月20日（木曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月21日（金曜日）午前10時
（当日は、午前９時より受付を開始します。）

２．場　　所　東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン㈱本社　１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項
・報告事項　１）第86期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２）第86期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件
・決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

4．招集にあたっての決定事項

３頁～４頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5．インターネット開示についてのご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.alpsalpine.com/j/）に掲載いたしております。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。

以　上

※総会当日ご出席の株主の皆様へ

1）お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2）株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

3）開会直前は、混雑が予想されます。また、メイン会場が満席の場合、順次、別会場へのご案内となります。お早めにご来場くださいますよう、お願い致します。

4）当社は株主様の利便性を鑑み、株式会社東京証券取引所や自社のホームページにて『本招集通知の内容』を発送前に開示しています。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類（５頁～16頁）をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

A　株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第86回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B　郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**2019年６月20日（木曜日）午後５時**までに到着するようご返送ください。

C　インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、**2019年６月20日（木曜日）午後５時**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（https://www.alpsalpine.com/j/）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

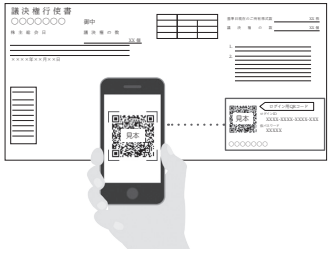

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

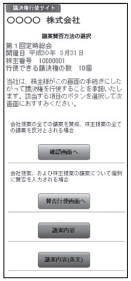

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

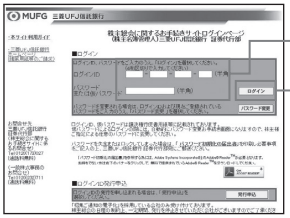

3 新しいパスワードを登録する。

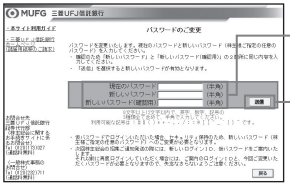

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の株主還元の基本方針のもと、業績の動向、財務体質及び株主の皆様の配当に対するご期待等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は5,275,424,225円となります。これにより、中間配当金として１株につき25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき50円となり、前期比13円の増配となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月24日（月曜日）

（ご参考）

１．当社の株主還元の基本方針について

当社は、事業活動により得られた利益の配分を、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、①株主の皆様への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保の３つのバランスを考慮して決定しております。また、国内格付Ａ格を維持可能とする健全な財務基盤の確保並びに中期経営計画における事業目標を定めたうえで、当該中期経営計画期間中におけるＲＯＥなどの収益性指標の財務目標水準を維持する資本政策の達成を目指し、さらに当社の持続的成長を目的に、競争力強化のための経営資源の獲得及び確保並びに急激な経済危機や自然災害などの不測の事態に対応可能な財務状態の維持に努めます。

そのうえで、成長投資と資本効率の向上のバランスを確保しつつ、①総還元性向として連結当期純利益の30％を確保することを原則とすること、②特に2019年度から2021年度の３年間においては、総還元性向を50％とすることとしています。

2．自己株式の取得について

当社は、アルパイン株式会社との経営統合及び株式交換に伴う希薄化に対応し、経営統合後の資本効率の向上を図るため、取得期間を「2019年１月30日～2019年６月28日」、取得し得る株式の上限数を2,000万株、株式取得価額の上限額を284億円とする自己株式取得を市場買付けにより実施し、５月16日でその取得を完了しました。

また、2019年度から2021年度の３年間における総還元性向を50％とする株主還元施策の一環として、取得期間を「2019年７月１日～2020年３月31日」、取得し得る株式の上限数を550万株、株式取得価額の上限額を75億円とする自己株式取得を市場買付けにより実施する予定です。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は、定款第21条の定めにより任期満了となります。つきましては、社外取締役１名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。また、当社は17頁から18頁記載の「アルプスアルパイン株式会社　取締役選任基準」に基づき各候補者を指名・報酬諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しております。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案について、指名・報酬諮問委員会における検討を踏まえ監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
再任 1	栗山 年弘（くりやま としひろ） （1957年４月25日） 	1980年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 2004年６月　同 取締役 2007年４月　同 事業開発本部長 2009年４月　同 技術本部長 同 技術・品質担当 2009年10月　同 MMP事業本部 ｺﾝﾎﾟｰﾈﾝﾄ事業担当 2011年６月　同 常務取締役 2012年４月　同 技術本部長 2012年６月　同 代表取締役社長 2019年１月　同 代表取締役 社長執行役員 兼 アルプスカンパニー長（現任）	16,980株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 栗山　年弘氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。 また、当社の代表取締役として、事業の更なる強化と収益性の向上に貢献するなど、リーダーシップを発揮しております。 これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任

2</td><td>米谷信彦
（1955年9月20日）
</td><td>1981年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社
2000年３月　ALPS ELECTRIC(UK)LIMITED取締役社長
2004年６月　アルプス電気株式会社 取締役
2009年６月　同 常務取締役　MMP事業本部・資材担当
2012年６月　同 専務取締役　管理本部長
2015年６月　アルパイン株式会社　専務取締役
同 管理担当
2016年６月　同 代表取締役社長（現任）
2019年１月　当社 代表取締役 副社長執行役員 兼 アルパインカンパニー長（現任）
（重要な兼職の状況）
アルパイン株式会社 代表取締役社長</td><td>8,040株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
米谷　信彦氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。
また、当社の代表取締役として、車載情報機器事業における新規事業の創出など、同事業基盤の強化にリーダーシップを発揮しております。
これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再任

3</td><td>木本　隆
（1958年10月１日）
</td><td>1981年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社
2008年６月　同 取締役
2009年４月　同 AUTO事業本部長
2010年４月　同 欧米担当
2012年４月　同 営業本部長
2012年６月　同 常務取締役
2016年６月　同 専務取締役
2019年１月　同 取締役 専務執行役員 営業担当 兼 アルプスカンパニー営業本部長
2019年４月　同 取締役 専務執行役員営業担当 兼 アルプスカンパニー電子部品営業本部長(現任)</td><td>22,632株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
木本　隆氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。
また、当社の専務執行役員として、営業に関わる事項を統括し、グローバルでの営業戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しております。
これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任

4</td><td>遠藤（えんどう）浩一（こういち）
（1961年4月17日）
</td><td>1986年４月　アルパイン株式会社入社
2010年６月　同 取締役
同 製品開発担当
2015年６月　同 技術・開発副統括
2016年１月　同 先行開発担当
2016年６月　同 常務取締役（現任）
同 技術・開発担当
2019年１月　当社 取締役 常務執行役員 技術副担当 兼 アルパインカンパニー技術本部先行開発担当 兼 アルパインカンパニー技術本部長（現任）
（重要な兼職の状況）
NEUSOFT CORPORATION 董事
ALPINE ELECTRONICS OF SILICON VALLEY,INC.会長</td><td>4,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
遠藤　浩一氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。
また、当社の常務執行役員として、車載情報機器事業の技術・開発を総括し、イノベーションを生み出すための研究開発の強化や技術戦略の策定・実行等、リーダーシップを発揮しております。
これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
社外

5</td><td>木下（きのした）聡（さとし）
（1963年10月17日）
</td><td>1988年４月　東芝タンガロイ株式会社（現 株式会社タンガロイ）入社
2005年５月　同 技術本部材料開発部長
2011年５月　同 執行役員技術本部長 兼 技術本部切削工具開発部長
2014年３月　同 代表取締役社長（現任）
2018年６月　アルパイン株式会社 監査等委員である取締役（2018年12月退任）
2019年１月　当社 社外取締役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
木下　聡氏は、超硬工具で世界第２位のIMCグループの一角を担う株式会社タンガロイの代表取締役社長として、国内外のグループ会社経営で培われた豊富な経験と幅広い知見を有しております。同社は、大手自動車メーカーとの取引を含めグローバルでビジネスを展開しており、また、革新的な工業製品を創出する優れた材料技術を生み出しております。
これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
新任 6	笹尾 泰夫（ささお やすお） (1959年2月10日) 	1983年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社 2009年１月　同 コンポーネント事業部 副事業部長 2009年４月　同 MMP事業本部 コンポーネント事業副担当 2010年６月　同 取締役 2012年４月　同 技術本部 コンポーネント担当 2013年４月　同 コンポーネント事業担当 兼 技術本部副本部長 2014年６月　同 コンポーネント事業担当 兼 技術本部長 2015年６月　同 常務取締役 2018年６月　同 常務取締役 新コンポーネント事業担当 兼 技術本部長 2019年１月　当社 常務執行役員 技術担当 兼 アルプスカンパニー新コンポーネント事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長（現任）	11,700株
	【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 笹尾　泰夫氏は、アルプス電気株式会社常務取締役や当社常務執行役員として、技術・開発に関わる事項を統括し、グローバルでの技術の進化・融合や開発戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．木下　聡氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き届け出る予定です。

３．木下　聡氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約６か月となります。

４．当社は、木下　聡氏との間で、同氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定及び当社定款第29条２項に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を引き続き締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

５．木下　聡氏の上記略歴にある株式会社タンガロイとは、当社及び当社の連結子会社とは販売の取引関係などがありますが、年間取引金額が当社及び当社の連結子会社または相手方の直近事業年度の連結売上高の１％未満となっており、当社の独立性基準でも多額には該当せず、充分に独立性を有していると判断しております。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 長谷川聡子氏が辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。また、当社は、17頁から18頁記載の「アルプスアルパイン株式会社　取締役選任基準」に基づき候補者を指名・報酬諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しております。候補者はこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について、指名・報酬諮問委員会における検討を踏まえ監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
新任 社外	五味（ごみ） 祐子（ゆうこ） （1972年３月28日） 	1999年４月　弁護士登録 国広法律事務所（現 国広総合法律事務所）入所 2012年１月　同所 パートナー就任（現任） ７月　一般社団法人 生産技術奨励会　評議員（現任） 2013年７月　海上保安庁 情報セキュリティ・アドバイザリー会議委員（現任） ９月　内閣府大臣官房総務課法令遵守対応室　法令参与（非常勤・現任） 2018年６月　日本瓦斯株式会社 社外監査役（現任） 2019年５月　株式会社ローソン 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 日本瓦斯株式会社 社外監査役 株式会社ローソン 社外監査役	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 五味　祐子氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに、政府関係機関の有識者委員等の歴任や他の企業の社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。 当社が引き続き健全な発展と成長を目指すに当たり、同氏の経験に基づく幅広い知見は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に大きな役割を果たし、また取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．五味　祐子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

また、当社は、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

3．当社は、五味　祐子氏との間で、同氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定及び当社定款第29条２項に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を新たに締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

4．五味　祐子氏の上記略歴にある国広総合法律事務所、日本瓦斯株式会社、株式会社ローソンとは、当社及び当社の連結子会社との法務などの役務提供、販売や仕入れなどそれぞれ取引は無く、充分に独立性を有していると判断しております。

5．五味　祐子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。

第４号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年６月23日開催のアルプス電気株式会社第83回定時株主総会において、年額７億円以内（うち社外取締役報酬年額１名当たり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいております。また、その範囲内において、新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションを付与することについても、ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し譲渡制限付株式を付与することとしたいと存じます。本議案は、上記の報酬枠内にて、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することのご承認をお願いするものであります。

なお、本議案を株主の皆様にご承認いただけましたら、従来の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止することとし（既に付与済みのものを除く。）、今後、株式報酬型ストック・オプションの新たな付与は行わない予定です。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）となり、対象取締役は５名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、従来の株式報酬型ストック・オプション制度と同様、年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と致します。

その１株当たりの払込金額は譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、１円未満の端数は切り上げる。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にお

いて、当社の取締役会が決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。
　なお、本議案に基づき、新しく付与される譲渡制限付株式は、下記（１）記載の通り、40年間という長期の譲渡制限期間を設けることで、実質的に対象取締役が退任するまでは譲渡制限を解除しない長期インセンティブ報酬として機能することを意図しております。

（１）譲渡制限期間
対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より40年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）無償取得事由
対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び執行役員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他、当社の取締役会が認める正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除
上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点又は本規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、対象取締役が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い
上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につ

いて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）
なお、本議案が承認可決されることを条件として、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を、取締役会の決議により支給する予定です。このため、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、従来の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止することとし（既に付与済みのものを除く。）、今後、株式報酬型ストック・オプションの新たな付与は行わない予定です。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2016年６月23日開催のアルプス電気株式会社第83回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する限度額を、年額8,000万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

今年１月１日付で当社はアルパイン株式会社との経営統合を行い、事業持株会社体制及びカンパニー制に移行し、アルプスアルパイン株式会社が発足しました。それに伴い、社外取締役の増員など監査・監督機能の強化のため、監査等委員会の員数の増加及び今後の増員を勘案し、その報酬額を改定し、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の支給限度額を年額12,000万円以内といたしたく存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役は６名（うち社外取締役４名）でありますが、第３号議案「監査等委員である取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終了後も変更はございません。

以　上

（ご参考）「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」

＜社内・社外取締役共通＞

1.経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
2.遵法精神に富んでいること
3.人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4.業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞

1.企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2.取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3.独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

＜社外取締役独立性基準＞

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1.当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という。）の出身者（注１）
2.当社の大株主（注２）
3.当社グループの主要な取引先（注３）企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先（注４）企業等の業務執行者
4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5.当社グループから多額（注５）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6.当社グループから多額の寄付を受けている者（注６）
7.社外取締役の相互就任関係（注７）となる他の会社の業務執行者
8.近親者（注８）が上記１から７までのいずれかに該当する者
9.過去３年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注１：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という。）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注２：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで５％以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の２％を超えるものをいう。
注４：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く。）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

（ご参考）アルプスアルパイン株式会社コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現していきます。

本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第１章　総則

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第２章　株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」と定め、これを具現化する「５つの経営姿勢」を策定し、事業活動とＣＳＲ活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう、環境作りなどを行っています。

１．株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目的として、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、自社ホームページなどの「コーポレート・ガバナンス報告書」にその施策を公表しています。

さらに、当社は全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、各機関投資家の議決権行使開示結果をもとに賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び自社ホームページにて開示しています。

２．株主の平等性の確保

当社では、株主権利の保護や、その権利行使の促進を図るとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。

また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を自社ホームページに掲載するなどして、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

①当社では、株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するとともに、株主総会議案については、取締役会決議の後、直ちに当社ホームページ、東京証券取引所ウェブサイトや機

関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにて開示しています。
②当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を総会開催日の１か月以上前にTDnetや自社のウェブサイトにより電子的に開示するとともに、法定期日より早期の総会開催日３週間前を目処に発送しています。
③当社は、株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる「集中日」と予測される日より前倒した日程で、株主総会を開催しています。
④当社は、海外機関投資家が高い比率である現状を鑑み、海外からの議決権行使が行いやすいシステム利用や、海外機関投資家向けの英文による情報提供を実施しています。具体的には、インターネットによる議決権の行使、株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用、自社ホームページや東証ホームページなどへの英文版の招集通知の掲載などを行っています。
⑤信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使等を行うことの事前申し出があった場合、当社基本方針に基づいて、総会出席の対応を決定しています。

3．資本政策

当社は、アルプス電気、およびアルパインの経営統合により、第４次産業革命の市場革新の環境のなかで電子部品事業と車載情報機器事業を中核にエレクトロニクスとコミュニケーションで人々の生活に貢献しつづけるとともに、売上高１兆円企業グループに向けた持続的な価値創造型企業集団へと大きく転換するために、健全な財務基盤を確保したうえで、持続的な成長への投資及び資本効率の向上を両輪として企業価値の最大化及び持続的増大を追求していくことが重要であると考えています。その考えの下、中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。
①急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること
②グローバルに事業を展開するために必要な格付けを維持すること
③中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、株主への利益還元、将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、及び内部留保の３つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対する期待などを総合的に勘案し決定します。この基本方針に加え、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行い、株主価値の向上に資する財務政策を実行するため、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策を積極的に採用し、適宜開示します。

4．政策保有株式

当社は、保有により当社の財務活動を円滑にすると判断した場合、及び事業戦略の遂行のために必要と判断した場合、純投資目的以外の目的で株式を保有します。保有は、便益と資本コスト及びリスク管理を意識して必要最低限とし、それ以外については適正な時期を判断し縮減していきます。保有の継続または売却等の判断は、銘柄毎に保有目的、中長期的な見通し、経済合理性などを評価基準として、毎年の取締役会において検証していきます。政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

5．関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。なお、社内規

定として「関連当事者管理規定」を定め、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を確保し、当該取引を適切に牽制する体制を構築しています。

第３章　ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。そこで、「５つの経営姿勢」を策定し、事業活動とＣＳＲ活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

１．中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」を企業理念として、理想とすべきものづくりのあり方や、果たすべき社会的責任、人に賭ける思いなどを込めて、さまざまなステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上のため、行動を推進しています。そして、以下の５つの行動指針を策定し、社員ひとりひとりが常に意識し行動するようにしています。

①柔軟な思考と挑戦的行動で新しい価値を実現する。
②美しい自然を守り、貴重な資源を大切にする。
③スピードある判断と実践でお客様の期待に応える。
④世界のルールや文化の理解に努めフェアに行動する。
⑤専門性を追求しプロフェッショナルな集団を志向する。

２．サステナビリティーを巡る課題への対応

当社は、グループ経営規定の中で、創業の精神を表す「社訓」をＣＳＲの原点と位置付け、企業理念の下、５つの経営姿勢を通じて、持続可能性のある社会作りに寄与することが重要であると考えます。具体的には、「地球社会の一員」としての認識を持ち、環境問題を重大な経営課題の一つと捉え、その推進のために1994年に環境憲章を定め、中期計画を策定し、環境負荷低減に貢献する製品の提供や事業活動における環境負荷低減に取り組むなど、社員一丸となって環境経営を推進しています。また、天災、事故等の有事において経営に大きな影響を未然に防ぐこと、及び発生時の適切な対応と早期復旧を重要な課題と認識し、取り組んでいます。

当社では、担当取締役が取締役会において、定期的にＣＳＲ関連の報告やインシデントに関する報告を適宜行うなど、サステナビリティーを巡る課題について、議論の上、速やかに対処しています。

３．社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。

女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入や各種休暇制度等の整備により、女性特有のライフイベント後も継続就業する社員が多く勤続年数は伸びており、男性と同水準となっています。今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。

その他多様性としては、日本国内では外国人留学生を、海外においても外国人新卒者を長きにわたり積極的に採用してきており、現在では当社の国内外で多岐にわたって活躍しています。

4．内部通報制度
　当社の倫理ホットライン制度は、常勤監査等委員及び社外監査等委員などが窓口となっており、かつ運用状況については監査等委員会によるモニタリングを受けるなど、経営陣からの独立性確保に配慮しています。また、通報者の秘匿と不利益取扱の禁止については、倫理ホットライン規定で明記し厳格に運営しています。

5.企業年金のアセットオーナーとしての機能
　当社の企業年金基金は、代議員会、理事会及び資産運用委員会で構成されています。代議員会、理事会及び資産運用委員会の構成員には、当社の経理部門・財務部門責任者又はその経験者を含む積立金の運用に関する専門的知識を有する者が含まれています。また資産運用委員会は、運用方針の決定及び運用状況の確認を行っています。
　また、当社企業年金基金は、長期的・安定的な収益確保の観点から投資先商品を選定するとともに、投資後も、毎月、投資先商品の運用状況及び運用ガイドラインとの整合性を確認し、四半期毎に投資先商品の運用機関より投資先商品の管理及び運用に関して報告を受けるなど適切な運用を図っています。

第４章　適切な情報開示

　当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報を、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を含め当社ホームページなどで適時、適切な情報開示を行い、経営の公正と透明性を維持しています。また、株主通信を年２回発行し、事業報告に加え新製品や新技術などを紹介することで、当社の事業内容の理解を深めるよう努めています。さらに、四半期決算毎のアナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会の開催や、定期的な役員等の国内外投資家訪問に加え、プライベートショーにおける説明会や工場見学会を随時開催し、直接対話できる場の充実を図っています。
　経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報、また新製品情報や事業活動の最新ニュース等の非財務情報については、当社ホームページやアニュアルレポートなどで継続的な発信を行っています。

第５章　取締役会等の責務

1．取締役会及び取締役の役割
　当社の取締役会は意思決定機関として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定します。そして、より経営の機動性を高めるため、重要な業務執行の一部を取締役に委任を行い、その執行状況については、取締役の１/３以上を占める社外取締役が中心となって、株主利益確保のため、独立した客観的な視点で監視・監督を行います。さらに、事業経営、法務、財務会計の専門家を社外取締役に選任し、多様性と事業性を備えた実効性を確保します。
　また、電子部品事業を担うアルプスカンパニー、車載情報機器事業を担うアルパインカンパニーの２つからなるカンパニー制の下、機能別の組織体制を敷き、執行役員が機動的かつ建設的な役割を果たすとともに、カンパニー内に事業毎に担当を置き、それぞれの事業に精通した執行役員が相互に意見交換を行いながら、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。

2．取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項を審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、女性や海外現地法人での業務経験やグローバルビジネスに精通するなど、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任しています。また、独立社外取締役である監査等委員として法律の専門家である弁護士、財務・会計の専門家である公認会計士、事業経営経験者を選任しています。

なお、取締役会は、その実効性を高めるために、職務の執行が適切に行われているかについて、取締役会の議案の分析・評価及び必要に応じて執行報告を行っています。

3．取締役候補者の選任基準

取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

＜社内・社外取締役共通＞

①経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
②遵法精神に富んでいること
③人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
④業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞

①企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
②取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
③独立社外取締役については、当社「社外取締役独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

4．独立社外取締役の役割

当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5．最高経営責任者の後継者の決定

中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び人事担当取締役で、適宜、協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。加えて、取締役会での最高経営責任者の選定に先立ち、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会にて審議を行うこととしています。

6．経営陣への委任

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に定めています。また、経営の迅速化かつ機動力向上のため、取締役への業務執行の決定の委任を進めており、その内容を社内規定に定めています。

7．監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等

当社の監査等委員（会）は、監査等委員である社外取締役４名を含む６名の体制で、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、会計の専門家である公認会計士、法律の専門家である弁護士、事業経営経験者として豊富な経験を持った４名の社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が相互に連携して監査を行うとともに、内部監査部門と連携を取り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べています。さらに、監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

8．取締役の兼職について

取締役が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9．内部統制

当社では、企業グループとしての内部統制の基本方針を取締役会で決議し、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、経理部門、情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

また、重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に法務担当執行役員の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務諸表の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が全社事務局として統制状況を取りまとめています。全社的なリスク管理（危機管理）は、総務部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10．会計監査人

情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間、経理担当執行役員、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

11．取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役会に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとします。なお、2018年度の当社取締役会実効性評価結果の概要については、26頁記載の『「アルプスアルパイン株式会社　取締役会実効性評価」について』をご参照ください。

12. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年２回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、関係外部団体に加入するなどし、監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講します。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中短期の経営計画などを説明しています。

第６章　株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方に基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが定期的に国内外投資家を訪問し、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話（面談）については、株主の希望や関心事項などに応じて、ＩＲ担当執行役員や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、ＩＲ担当執行役員から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規定」に基づき、株主との公平な対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社では、毎年３月末及び９月末における株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、取締役会にて定例的に報告し、情報を共有しています。また、株主名簿管理人を通じて、「実質株主」の調査・把握に努めています。ここで得た情報は、年複数回実施する国内外ＩＲやＩＲカンファレンス、定例のＩＲ取材、ＳＲ活動などに活かしています。

以　上

（ご参考）「アルプスアルパイン株式会社　取締役会実効性評価」について

＜目的・主旨＞

当社は、株主、顧客、従業員並びに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・ポリシーを定めています。それに基づいて、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的に、2018年度アルプス電気取締役会についての実効性評価を行いましたので、以下の通り報告致します。なお、アルパイン株式会社の2018年度の取締役会実効性評価も実施し、当社との経営統合に係る活動を含む取締役会の実効性が確認されました。

＜2018年度　当社取締役会実効性評価結果の概要＞

1．分析・評価の方法

取締役会メンバーに対し、取締役会の構成、運営、審議内容、取締役間のコミュニケーション、支援体制及びアルパイン株式会社との経営統合に関わるプロセス等の振返りについて、設問票による記名式アンケートを行い、各々の所感を含む自己評価を実施しました。そしてこれらを社外取締役を含む監査等委員会及び管理担当取締役が分析、課題整理を行った後、取締役会において報告を行い、検証及び議論を行いました。

2．分析・評価結果の概要

2018年度の取締役会は、取締役に初めて女性、事業経営経験者を迎え、社外取締役への情報提供や研修等を充実させることにより、経営統合などの重要なテーマを真摯に議論を行い、様々な課題に適切に対処してきており、2013年に社外取締役を導入して以来、企業統治を前進させるために着実に取組んでいることが確認されました。

一方、取締役会資料の事前検討時間の確保、中長期的課題の議論の充実、内部管理体制の構築・運用状況などについて、更なる向上を図るための具体的な意見・提案が寄せられ、取締役会で検証、議論いたしました。

3．今後の対応等

今回の評価・意見を受けて、経営統合後の新体制のもと、向上・改善に向けて取組み、持続的成長と中長期的な企業価値向上を目的とした実効性あるコーポレート・ガバナンス構築に活かしていきます。

以　上

（第86回定時株主総会招集ご通知　添付書類）

事　業　報　告

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

１．企業集団の現況

（１）企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では良好な雇用や所得環境を背景に個人消費が拡大し、企業活動も好調に推移しました。一方、欧州では内需は堅調だったものの輸出が伸び悩み、景気は減速傾向へ、また中国では貿易摩擦が大きく影響し、停滞局面が続いています。日本経済は、個人消費や公共投資が後半にやや軟調となったものの輸出や設備投資は底堅く、安定基調を保ちました。

当連結会計年度における経営成績の概況については、以下のとおりです。なお、下記に示す売上高は外部顧客に対する売上高であり、報告セグメント間売上高（例：電子部品事業から車載情報機器事業向けの売上（製品の供給）や、物流事業における電子部品事業及び車載情報機器事業向けの売上（物流サービスの提供））は、内部取引売上高として消去しています。

① 電子部品事業

エレクトロニクス業界においては、自動車市場で減速の影響が見られたものの、CASE（Connected、Autonomous、Shared & Services、Electric）への対応の動きが自動車メーカーのみならず電機業界でも活発化し、開発活動に拍車がかかりました。一方、スマートフォン市場ではマイナス成長の余波が広がっています。EHII（Energy、Healthcare、Industry、IoT）各市場では、IoT（Internet of Things）を活用した具体的な展開が進むとともに、AI（人工知能）やロボティクスの活用など新たな広がりも見られました。

この中で電子部品事業では、車載市場で、モジュール製品や通信用高周波製品が堅調に推移しましたが、民生その他市場ではスマートフォン向け各種製品が前期比で減少しました。為替は想定より円安で推移したものの、全体ではスマートフォン向け製品の減少を補いきれず、前期比で売上高及び営業利益ともに減少しました。

[車載市場]
電子部品事業における車載市場では、電子シフターやドアモジュール等のモジュール製品、Bluetooth®、W-LAN、LTE等の通信用高周波製品が全般にわたって堅調に推移しました。また、中国での自動車向け通信技術C-V２X（Cellular Vehicle to Everything）に向け、同国の国営企業との戦略パートナーシップを締結しました。また、全ての海外現地生産法人で国際的品質マネジメントシステム規格「IATF16949」への移行を完了しました。この他、国内外自動車メーカー各社より品質等の表彰を受けました。
当連結会計年度における当市場の売上高は2,778億円（前期比1.9%減）となりました。

[民生その他市場]
電子部品事業における民生その他市場では、モバイル市場において、スマートフォンの減速傾向を受け、スイッチやカメラ用アクチュエータ等の一部のコンポーネント製品が軟調となりました。EHIIでは、光通信やIoT等、進展する市場の新規開拓に向け、中国、インド、マレーシア等の各国での展示会に出展するなど、積極的な提案活動を進めました。
当連結会計年度における当市場の売上高は1,907億円（前期比17.4%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の電子部品事業の売上高は4,686億円（前期比8.8%減）、営業利益は296億円（前期比44.1%減）となりました。

② 車載情報機器事業
自動車業界では、CASEの領域において、インターネットへの常時接続機能の搭載、自動運転、自動車シェアリングサービス、ハイブリッド車や電気自動車の電動化等、他の業界に類を見ないほどの大きな変化が生じています。自動車の電子化が加速する中、カーエレクトロニクス業界ではインフォテインメントシステムを核とした車載情報分野と、自動運転やAI等の新分野との連携が拡大し、業種・業態を超えた企業間競争が激化しています。
このような中、車載情報機器事業では、高品位なプレミアムサウンドシステムを搭載したデモカーを世界最大の自動車市場となった中国でのモーターショーに出展し、アルパインブランドの訴求を図りました。国内市販市場には、大画面モニターの装着が困難な車種向けに開発したフローティングタイプの新製品ナビゲーションを投入し、更にナビゲーションを核としたシステム製品を搭載し、高品質な車室内インテリアを実現した「アルパイン スタイル カスタマイズカー」の拡販にも注力しました。北米市販市場では、Apple CarPlayやAndroid Autoに対応した同タイプの新製品を投入して新規顧客の獲得を図りました。自動車メーカー向け純正品は、欧州高級自動車メーカー向けナビゲーションやディスプレイ製品の売上が好調に推移する中、更なるビジネスの拡大を目指して臨場感のあ

る高音質を追求したスピーカーやアンプ、燃費や環境にも配慮した薄型・軽量スピーカーの受注拡大を図りました。

今後の成長基盤の強化に向けた取り組みとして、電気自動車や自動車シェアリングサービスの市場規模拡大が期待される中国市場へのアプローチを強化するため、持分法適用関連会社Neusoft Reach Automotive Technology (Shanghai) Co., Ltd. に対する増資を実施しました。更に、自動運転の実現に伴い重要性が増す車室内の音質に着目し、イタリアの高級スピーカーメーカーFaital S.p.A.と資本業務提携を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の車載情報機器事業の売上高は3,035億円（前期比13.4%増）、営業利益は139億円（前期比1.4%増）となりました。

※Apple CarPlayは米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の登録商標です。また、Android Autoは米国及び他の国々で登録されたGoogle Inc.の登録商標です。

③ 物流事業

物流事業の主要顧客である電子部品業界において、自動車関連は底堅く推移しましたが、スマートフォン向けや設備関連の出荷が年度後半から軟調に推移しました。

このような需要動向のもと、当事業では、引き続きグローバルに拠点・倉庫・ネットワークの拡充を行い、国内・海外一体となった提案営業を推進しました。国内では2018年5月に埼玉県加須市に竣工した大型の新倉庫が稼働し、質の高い保管環境とサービスにより、取り扱い貨物の拡大に寄与しました。海外においても、事業基盤強化に向けて拠点の拡充を進めました。中国では上海近隣の江蘇省太倉での需要増に伴う倉庫拡張、アセアン・南アジアでは保管ビジネス拡大のためのシンガポール倉庫の移転拡張、インドでは輸出業務や保管業務を開始しました。また、電子部品・自動車関連部品の取扱貨物増加が見込まれるタイにおける新たな倉庫建設の着工、ベトナムの体制整備などを行いました。北米においては、メキシコで従来の保税ビジネスに加え国内事業の拡大に取り組み、欧州では東欧展開に向けてハンガリーに拠点設立準備を進めました。更に、株式会社ロジコムとの間で、自動車部品向けに競争力のある高付加価値な物流サービスの構築、事業拡大を目的に合弁会社を設立することに合意しました。

以上の結果、当連結会計年度の物流事業の売上高は668億円（前期比3.4%増）、営業利益は47億円（前期比4.3%減）となりました。

以上により、上記の3事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度の当社グループにおける連結業績は、売上高8,513億円（前期比0.8%減）、営業利益496億円（前期比31.0%減）、経常利益436億円（前期比34.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益221億円（前期比53.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度の米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ、110.91円及び128.41円と、前期に比べ米ドルは0.06円の円安、ユーロは1.29円の円高で推移しました。

（2）企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当社グループにおいては、新製品対応、顧客に満足される品質の確保と原価低減などを目的として、生産設備の更新や合理化など設備投資を行いました。また、投資案件については十分に精査を行い、不要不急の執行を抑えるなどの対応を取りました。

電子部品事業については、国内外の各事業拠点において、新製品の増産対応や合理化、生産体制の強化などを目的とした機械設備や金型等に対し、総額332億円（前期比280億円減）の投資を行いました。

車載情報機器事業については、新製品開発など戦略投資に絞り込み、総額135億円（前期比49億円増）の投資を行いました。

物流事業については、国内外における拠点や倉庫の整備を目的とした建物や車両運搬具など、総額55億円（前期比0億円減）の投資を行いました。

以上の結果、その他子会社での投資及び連結消去を含む当連結会計年度の当社グループにおける設備投資の総額は、529億円（前期比232億円減）となりました。

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フローにて調達しています。当連結会計年度末の借入金残高は1,088億円（前期比383億円増）となり、運転資金安定のための短期借入金が382億円（前期比14億円増）、将来の事業基盤確立に向けた研究開発や設備投資資金の確保などのための長期借入金が705億円（前期比369億円増）となりました。

（3）企業集団の対処すべき課題

当社グループは、電子部品事業、車載情報機器事業、物流事業を柱とし、各事業が密なる連携によるシナジーを発揮し、グローバルな事業展開を行っています。

目指すべき姿を「革新的T型企業“ITC101”」としています。コアデバイスを深耕して製品力を高める「縦のI型」と、広範なデバイスや技術をシステムに仕上げる「横のI型」を合わせた革新的な「T型」企業へと進化し、新たな価値を提供することで2024年までに売上高１兆円、営業利益率10％を目指します。このために、電子部品事業では「部品サプライヤーから機能デバイスパートナーへの進化」を、車載情報機器事業では「内製コアデバイスを持つモビリティライフクリエーターへの進化」を進めていきます。

電子部品事業は、「人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します」という企業理念のもと、人とメディアの快適なコミュニケーションの実現を目指しています。その「ものづくり」の姿勢は、「美しい電子部品を究めます」との言葉に凝縮され、「Right（最適な）」「Unique（独自性）」「Green（環境にやさしい）」を兼ね備えたもの、すなわち洗練された外観のみならず、求められる機能を高い品質で実現し、かつ省エネルギーや省資源等環境への影響も十分に配慮した製品です。その実現には、微細加工技術や金型加工技術、ソフトウェア・IC設計技術、材料加工技術等、多彩な固有技術をベースとした先端のもの

づくりを常に追究しています。スイッチ、センサなどコンポーネント製品、モジュール製品をはじめ、グリーンデバイスなど新しい製品開発、事業分野にも挑戦しています。

車載情報機器事業では、電子部品事業の車載デバイス・モジュール製品と車載情報機器事業の自動車メーカー向け製品等をひとつにし、これまで両社が培ってきた技術と、それぞれの得意分野を組み合わせた相乗効果により、今後、人とクルマにかかわる安心・快適・感動を提案するサービス、上質な移動空間の実現に向けた独創的かつ革新的な製品開発に取り組んでいきます。

物流事業では、(株)アルプス物流が電子部品を主な取扱い貨物とし、「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」との企業理念を掲げ、事業領域を「電子部品を核とした総合物流サービス」と定めています。

グループ各社は企業理念のもと連携して、中期・短期の経営計画を推進し、業容の拡大と企業価値の最大化を図っていきます。

（4）企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第83期 (2015年度)	第84期 (2016年度)	第85期 (2017年度)	第86期 (当連結会計年度) (2018年度)
売上高（百万円）	774,038	753,262	858,317	851,332
営業利益（百万円）	52,327	44,373	71,907	49,641
経常利益（百万円）	50,038	42,725	66,717	43,605
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	39,034	34,920	47,390	22,114
１株当たり当期純利益（円）	206.64	178.25	241.91	110.19
総資産（百万円）	562,856	602,961	669,874	675,717
純資産（百万円）	331,764	361,114	415,872	395,360

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。なお、１株当たり当期純利益の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっています。

（5）企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、電子部品、車載情報機器、物流、その他の４事業区分に関係する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

（2019年３月31日現在）

事業部門	主要製品	
電子部品	車載市場	インパネ用操作ユニット、ドア用操作モジュール、ステアリングモジュール、キーレスエントリシステム、スイッチ、エンコーダ、多機能操作デバイス、タクトスイッチ®、データ通信モジュール、センサ、電流センサ、可変抵抗器、タッチ入力デバイス、コネクタ、非球面レンズ、ハプティック® リアクタ、静電入力デバイス及びミリ波レーダー等
	民生その他市場	アクチュエータ、スイッチ、エンコーダ、多機能操作デバイス、可変抵抗器、コネクタ、非球面レンズ、タッチ入力デバイス、パワーインダクタ、プリンタ、データ通信モジュール、センサ、電流センサ、タクトスイッチ®、トロイダルコイル、ハプティック® リアクタ等
車載情報機器	自動車用音響機器（ＣＤプレーヤー、アンプ、オーディオプロセッサー、デジタルラジオ、スピーカー）、自動車用情報・通信機器（カーナビゲーション、ＡＶシステム、ＡＶＮ（カーＡＶ・ナビゲーション）一体機、ディスプレイ製品、ＤＶＤ製品、カメラシステム、その他周辺機器）、その他（サービスパーツ（補修用部品）、その他付属品）	
物流	運送・保管・フォワーディング等の総合物流サービス及び資材の仕入販売	
その他	システム開発、オフィスサービス、金融・リース事業等	

（6）企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

（2019年３月31日現在）

本社	東京都大田区雪谷大塚町１番７号
支店	関西支店：大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
営業所	宇都宮（栃木県宇都宮市）、厚木（神奈川県厚木市）、浜松（静岡県浜松市）、名古屋（愛知県名古屋市）、広島（広島県広島市）、福岡（福岡県福岡市）
工場	古川（宮城県大崎市）、古川第２（宮城県大崎市）、涌谷（宮城県遠田郡）、角田（宮城県角田市）、小名浜（福島県いわき市）、平（福島県いわき市）、長岡（新潟県長岡市）
研究・開発拠点	品川開発センター（東京都品川区）、仙台開発センター（宮城県仙台市）、古川開発センター（宮城県大崎市）

② 子会社

（2019年３月31日現在）

海外	ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.	アメリカ　サンタクララ
	ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH	ドイツ　ウンターシュライスハイム
	ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国　光州廣域市
	ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国　北京市
	DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国　遼寧省大連市
	NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国　浙江省寧波市
	WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国　江蘇省無錫市
	ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ　トーランス
	ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー　ビアトルバージ
	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国　北京市
国内	アルパイン(株)	東京都大田区

（7）従業員の状況（2019年３月31日現在）

① 企業集団の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	21,468名	792名減
車載情報機器事業	13,192名	17名増
物流事業	5,932名	222名増
その他	1,248名	104名増
合計	41,840名	449名減

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,639名	49名増	43.1歳	19.4年

（注）従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者は除く。）です。

（8）重要な子会社の状況（2019年３月31日現在）

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の保有割合(%)	関係内容
ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.	アメリカ サンタクララ	千USD 36,439	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。役員の兼任等・・・有
ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH	ドイツ ウンターシュライスハイム	千EUR 5,500	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。役員の兼任等・・・有
ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市	百万KRW 36,000	電子機器及び部品の製造販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。また製品設計を委託し、機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
ALPS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 377,117	中国国内の統括会社・電子機器及び部品の販売	100	当社が製品を販売しています。役員の兼任等・・・有
DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 遼寧省大連市	千CNY 139,507	電子機器及び部品の製造販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市	千CNY 307,253	電子機器及び部品の製造販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市	千CNY 286,096	電子機器及び部品の製造販売	100 (89.73)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。役員の兼任等・・・有
ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ トーランス	千USD 53,000	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100 (100)	—
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ	千EUR 33,500	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100 (100)	—
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	音響機器及び情報通信機器の販売、開発及び設計	100 (100)	—
アルパイン(株)	東京都大田区	百万円 25,920	音響機器及び情報通信機器の製造販売	100	当社が製品を販売し、事務所を賃貸しています。役員の兼任等・・・有

（注）子会社の議決権に対する所有割合欄の（　）内数字は間接所有割合（内数）

（9）主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	31,367百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	31,117百万円
三井住友信託銀行株式会社	17,300百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,500百万円

（注）企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

（10）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年1月1日を持ちまして、アルパイン株式会社の発行済み株式の全てを取得し、100%子会社としました。

また、当社は2019年1月1日に、商号をアルプスアルパイン株式会社に変更しました。

2．会社の現況

（1）株式に関する事項（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　500,000,000株

② 発行済株式の総数(自己株式8,264,481株を除く。)　211,016,969株

（注）2019年１月１日付の株式交換により、発行済株式の総数は21,073,364株増加しています。

③ 株主数　40,296名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,723千株	14.08%
UBS AG LONDON A／C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	16,158	7.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,593	7.38
JP MORGAN CHASE BANK 385151	6,372	3.01
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	6,024	2.85
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	4,939	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	4,084	1.93
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,688	1.74
三井生命保険株式会社	3,591	1.70
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	3,459	1.63

（注）1．当社は、自己株式を8,264,481株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しています。
3．三井生命保険株式会社は、2019年４月１日付で大樹生命保険株式会社に社名変更しています。
4．エリオット・インターナショナル・エルピーから、2019年１月10日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、エリオット・インターナショナル・キャピタル・アドバイザーズ・インク及びザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップの３社で、26,939千株（発行済株式の総数に対する割合12.76％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
5．野村證券株式会社から、2019年１月18日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社の３社で、17,440千株（発行済株式の総数に対する割合8.26％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
6．三井住友信託銀行株式会社から、2018年12月21日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社の３社で、13,829千株（発行済株式総数に対する割合6.55％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
7．株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループから、2018年９月３日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、株式会社三菱ＵＦＪ銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の４社で、10,586千株（発行済株式の総数に対する割合5.01％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
8．みずほ証券株式会社から、2018年７月23日付で提出された大量保有報告書により、同社及びアセットマネジメントOne株式会社の２社で、10,088千株（発行済株式の総数に対する割合4.78％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
9．アセットマネジメントOne株式会社から、2018年６月22日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社及びみずほ証券株式会社の２社で、9,774千株（発行済株式の総数に対する割合4.63％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
10．ドイツ証券株式会社から、2019年３月25日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、ドイツ銀行　ロンドン支店及びDWS　インベストメンツ　ユーケー　リミテッドの３社で、8,276千株（発行済株式の総数に対する割合3.92％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

（2）新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	アルプス電気株式会社 第１回　新株予約権	アルプス電気株式会社 第２回　新株予約権
発行決議の日	2014年６月20日	2015年６月19日
新株予約権の数	86個	35個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　8,600株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　3,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 141,500円 （１株当たり1,415円）	新株予約権１個当たり 395,700円 （１株当たり3,957円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2014年７月29日 至　2054年７月28日	自　2015年７月27日 至　2055年７月26日

	アルプス電気株式会社 第３回　新株予約権	アルプス電気株式会社 第４回　新株予約権
発行決議の日	2016年６月23日	2017年６月23日
新株予約権の数	97個	70個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ３名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ３名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　9,700株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　7,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 201,100円 （１株当たり2,011円）	新株予約権１個当たり 305,300円 （１株当たり3,053円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2016年７月22日 至　2056年７月21日	自　2017年７月25日 至　2057年７月24日

	アルプス電気株式会社 第５回　新株予約権	アルプスアルパイン株式会社 第６回　新株予約権
発行決議の日	2018年６月22日	2014年６月19日
新株予約権の数	83個	20個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ３名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） １名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　8,300株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　1,360株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 294,400円 （１株当たり2,944円）	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2018年７月26日 至　2058年７月25日	自　2019年１月１日 至　2054年８月５日

	アルプスアルパイン株式会社 第７回　新株予約権	アルプスアルパイン株式会社 第８回　新株予約権
発行決議の日	2015年６月18日	2016年６月22日
新株予約権の数	27個	103個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　1,836株 （新株予約権１個につき68株）	普通株式　7,004株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない。	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2019年１月１日 至　2055年８月４日	自　2019年１月１日 至　2056年７月19日

	アルプスアルパイン株式会社 第９回　新株予約権	アルプスアルパイン株式会社 第１０回　新株予約権
発行決議の日	2017年６月22日	2018年６月21日
新株予約権の数	70個	66個
保有者数	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名	社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） ２名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　4,760株 （新株予約権１個につき68株）	普通株式　4,488株 （新株予約権１個につき68株）
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない。	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）	新株予約権１個当たり　68円 （１株当たり1円）
新株予約権の行使期間	自　2019年１月１日 至　2057年７月20日	自　2019年１月１日 至　2058年７月23日

（注）１．当社は、株式報酬型ストック・オプション制度を採用しています。
２．第６回から第10回の新株予約権については、2019年１月１日付で当社を株式交換完全親会社、アルパイン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、アルパイン株式会社が発行していた新株予約権（以下「旧アルパイン新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、当該新株予約権と同数の当社の新株予約権を2019年１月１日付で交付したものです。
３．第６回から第10回までの発行決議の日は、第６回から第10回までの新株予約権に対応する旧アルパイン新株予約権に係る発行決議の日を記載しています。
４．第６回から第10回までの新株予約権については、当社の使用人（執行役員）７名に対し、新株予約権 計419個（新株予約権の目的となる株式の種類及び数は普通株式 計28,492株）を交付しています。
５．第１回から第５回までの新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び使用人（当社の定める執行役員に限る）のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
６．第６回から第10回までの新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
７．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

（3）会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2019年３月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業	重要な兼職の状況
栗山年弘	代表取締役社長執行役員 アルプスカンパニー長	
米谷信彦	代表取締役副社長執行役員 アルパインカンパニー長	アルパイン株式会社 代表取締役社長
木本隆	取締役専務執行役員 営業担当兼アルプスカンパニー営業本部長	
遠藤浩一	取締役常務執行役員 技術副担当兼アルパインカンパニー技術本部 先行開発担当兼アルパインカンパニー技術本部長	NEUSOFT CORPORATION 董事 ALPINE ELECTRONICS OF SILICON VALLEY, INC. 会長
氣賀洋一郎	取締役執行役員 経営企画・人事総務・法務知的財産・貿易管理担当	ALPS（CHINA）CO., LTD. 董事長
木下聡	取締役	
梅原潤一	取締役（監査等委員） （常勤）	
前田眞二	取締役（監査等委員） （常勤）	
飯田隆	取締役（監査等委員） 弁護士	株式会社島津製作所 社外監査役 日本電信電話株式会社 社外監査役
長谷川聡子	取締役（監査等委員） 弁護士	白銅株式会社 社外取締役 監査等委員
中矢一也	取締役（監査等委員）	
東葭葉子	取締役（監査等委員） 公認会計士	

（注）１．取締役 木下聡氏、取締役(監査等委員)飯田隆氏、長谷川聡子氏、中矢一也氏、東葭葉子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役です。

２．取締役(監査等委員)東葭葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

３．当社は取締役(監査等委員)梅原潤一氏、前田眞二氏を常勤の監査等委員として選定しています。当社が常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の重要な会議に出席すると共に、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うためです。

４．当社は取締役 木下聡氏、取締役(監査等委員)飯田隆氏、長谷川聡子氏、中矢一也氏、東葭葉子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

5．取締役の異動

（就任）①2018年６月22日開催の第85回定時株主総会において、取締役に泉英男氏、取締役（監査等委員）に梅原潤一氏、中矢一也氏、東葭葉子氏が新たに選任され、就任しました。

②2019年１月１日付の事業持株会社体制及びカンパニー制へ移行において、2018年６月22日開催の第85回定時株主総会決議に伴い、栗山年弘氏、米谷信彦氏、木本隆氏、遠藤浩一氏、氣賀洋一郎氏、木下聡氏がそれぞれ取締役に就任、梅原潤一氏、前田眞二氏、飯田隆氏、長谷川聡子氏、中矢一也氏、東葭葉子氏がそれぞれ取締役（監査等委員）に就任しています。

（退任）①2018年６月22日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって、取締役 梅原潤一氏、取締役（監査等委員）髙村秀二氏、秋山洋氏、國吉卓司氏の任期が満了し、退任しました。

②2019年１月１日付の事業持株会社体制及びカンパニー制へ移行において、2018年６月22日開催の第85回定時株主総会決議に伴い退任した取締役は次の通りです。

氏名	退任日	退任事由	地位・担当及び重要な兼職の状況
栗　山　年　弘	2018年12月31日	辞　　任	代表取締役　社長
木　本　　隆	2018年12月31日	辞　　任	専務取締役　営業本部長
笹　尾　泰　夫	2018年12月31日	辞　　任	常務取締役　新コンポーネント事業担当　兼　技術本部長
天　岸　義　忠	2018年12月31日	辞　　任	常務取締役　品質担当　兼　生産本部長
片　岡　政　隆	2018年12月31日	辞　　任	取締役　相談役 アルパイン株式会社 取締役 株式会社アルプス物流 取締役
枝　川　仁　士	2018年12月31日	辞　　任	取締役　生産本部生産技術担当
大　王　丸　健	2018年12月31日	辞　　任	取締役　新規＆民生モジュール事業担当　兼　コンポーネント事業担当　兼　技術本部副本部長
岡　安　明　彦	2018年12月31日	辞　　任	取締役　生産本部資材担当
佐　伯　哲　博	2018年12月31日	辞　　任	取締役　情報システム担当　兼　営業本部副本部長
氣　賀　洋一郎	2018年12月31日	辞　　任	取締役　経営企画担当　兼　貿易管理担当　兼　管理本部長 ALPS（CHINA）CO., LTD. 董事長
佐　藤　浩　行	2018年12月31日	辞　　任	取締役　車載モジュール事業担当　兼　技術本部副本部長
泉　　英　男	2018年12月31日	辞　　任	取締役　車載新事業担当　兼　技術本部副本部長

氏名	退任日	退任事由	地位・担当及び重要な兼職の状況
梅　原　潤　一	2018年12月31日	辞　　任	取締役（監査等委員）（常勤）
藤　井　康　裕	2018年12月31日	辞　　任	取締役（監査等委員）
飯　田　　隆	2018年12月31日	辞　　任	取締役（監査等委員）弁護士 株式会社島津製作所 社外監査役 日本電信電話株式会社 社外監査役
中　矢　一　也	2018年12月31日	辞　　任	取締役（監査等委員）
東　葭　葉　子	2018年12月31日	辞　　任	取締役（監査等委員）公認会計士

（参考）執行役員の状況（2019年３月31日現在）

当社は執行役員制度を採用しており、2019年３月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

氏名	地位及び担当
* 栗　山　年　弘	社長執行役員　アルプスカンパニー長
* 米　谷　信　彦	副社長執行役員　アルパインカンパニー長
* 木　本　　隆	専務執行役員　営業担当　兼　アルプスカンパニー営業本部長
笹　尾　泰　夫	常務執行役員　技術担当　兼　アルプスカンパニー新コンポーネント事業担当　兼　アルプスカンパニー技術本部長
天　岸　義　忠	常務執行役員　生産担当　兼　アルプスカンパニー生産本部長
* 遠　藤　浩　一	常務執行役員　技術副担当　兼　アルパインカンパニー技術本部先行開発担当　兼　アルパインカンパニー技術本部長
河原田　陽　司	常務執行役員　資材担当　兼　アルパインカンパニー生産本部長
枝　川　仁　士	執行役員　アルプスカンパニー生産本部生産技術担当
大　王　丸　健	執行役員　アルプスカンパニー新規・民生モジュール・コンポーネント事業担当　兼　アルプスカンパニー技術本部副本部長
岡　安　明　彦	執行役員　アルプスカンパニー生産本部資材担当
佐　伯　哲　博	執行役員　情報システム担当　兼　アルプスカンパニー営業本部副本部長

氏名	地位及び担当
* 氣賀 洋一郎	執行役員 経営企画・人事総務・法務知的財産・貿易管理担当
佐藤 浩行	執行役員 アルプスカンパニー車載モジュール事業担当　兼 アルプスカンパニー技術本部副本部長
泉 英男	執行役員 アルプスカンパニー車載新事業担当　兼 アルプスカンパニー技術本部副本部長
小林 俊則	執行役員 経理・財務担当
田口 周二	執行役員 品質担当　兼　アルパインカンパニー品質本部長
池内 康博	執行役員 アルパインカンパニー欧州担当
井上 伸二	執行役員 アルパインカンパニー営業本部長
石橋 浩司	執行役員 アルパインカンパニー技術本部製品設計担当
元川 康司	執行役員 アルパインカンパニー中国担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

取締役の報酬等の額は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	385 (2)	257 (2)	72 (－)	55 (－)	14 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	64 (33)	64 (33)	－ (－)	－ (－)	9 (6)
合計 (うち社外取締役)	449 (35)	321 (35)	72 (－)	55 (－)	23 (7)

（注）１．取締役（監査等委員を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
２．当事業年度末日における取締役（監査等委員を除く。）は６名（うち社外取締役１名）、取締役（監査等委員）６名（うち社外取締役４名）です。
３．賞与には、当事業年度における費用計上額を記載しています。

4．ストック・オプションには、当事業年度における費用計上額を記載しています。
5．上記のほか、当社は2014年６月20日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって取締役（社外取締役は除く。）の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役（社外取締役を除く。）に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しています。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役５名に対し588百万円の退職慰労金を支給しています。
6．当事業年度における社外取締役が当社の子会社から社外監査役として受けた報酬等の額は０百万円です。

④　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職状況

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	飯田　隆	株式会社島津製作所 日本電信電話株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	長谷川 聡子	白銅株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役 木下聡氏は、2019年１月１日就任以降に開催された2018年度の取締役会３回の全て（出席率100%）に出席し、主に企業経営者として企業経営全般に関する適切な助言を必要に応じて行っています。
・取締役（監査等委員）飯田隆氏は、2018年度の取締役会12回の全て（出席率100%）に、また監査等委員会14回の全て（出席率100%）に出席し、主に弁護士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。
・取締役（監査等委員）長谷川聡子氏は、2019年１月１日就任以降に開催された2018年度の取締役会３回のうち、２回出席（出席率67%）し、また監査等委員会３回のうち、２回出席（出席率67%）し、主に弁護士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。
・取締役（監査等委員）中矢一也氏は、2018年６月22日就任以降に開催された2018年度の取締役会10回の全て（出席率100%）に、また監査等委員会10回の全て（出席率100%）に出席し、主に企業実務経験者として培われた専門的見地から必要に応じて発言を行っています。
・取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、2018年６月22日就任以降に開催された2018年度の取締役会10回の全て（出席率100%）に、また監査等委員会10回の全て（出席率100%）に出席し、主に公認会計士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。

（4）会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しています。

② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	548	－
連結子会社	188	－
計	737	－

（注）１．監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っています。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

３．当社の報酬等の額には、アルパイン株式会社との経営統合に伴い、米国証券法に基づき提出した登録申請書様式F-4に関する連結財務諸表にかかる監査報酬240百万円、米国証券法に基づき提出する年次報告書様式20-Fに関する連結財務諸表にかかる監査報酬214百万円がそれぞれ含まれています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する９社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る）を受けています。

1. ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH
2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
3. ALPS（CHINA）CO., LTD.
4. DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
5. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
6. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
7. ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.
8. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
9. ALPINE ELECTRONICS（CHINA）CO., LTD.

（5）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、グループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）を制定し、当社のグループ経営、コンプライアンス、及び環境保全についての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した最新の基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

(1)当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。

(2)当社は、利害関係のない独立した社外取締役（以下「独立社外取締役」といいます。）の候補者を複数選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。

(3)当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。

(4)当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

(5)当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行の法令及び定款適合性を確保するために、以下の体制を整備します。

①電子部品事業のセグメント及び車載情報機器事業のセグメントに属する子会社について

当社は、電子部品事業のセグメント及び車載情報機器事業のセグメントに属する子会社（以下「電子部品事業セグメント構成会社」、「車載情報機器事業セグメント構成会社」といいます。）の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

②株式会社アルプス物流について

当社子会社のうち、上場企業であり、かつ物流事業のセグメント基幹会社である株式会社アルプス物流は、当社グループの企業理念及び行動指針を踏まえ、物流事業に属する

子会社（以下「物流事業セグメント構成会社」といいます。）の内部統制に係る体制を構築します。また当社は、株式会社アルプス物流と当社グループの内部統制の構築に係る連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、グループコンプライアンス憲章を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定め、役員及び社員に対し、コンプライアンス教育等社内教育等によりその浸透を図っています。また、子会社等のグループ会社に対して、経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンスの推進や内部統制構築等に関する活動を支援しています。また、上場会社である株式会社アルプス物流は、その独立性を維持しつつ、社長会やグループ監査等委員会連絡会などを定例的に開催し、グループとしての経営の相乗効果と適正化を図り、適切な内部統制を構築すべく取り組んでいます。
・取締役については、選任基準に基づいて取締役候補者を選定し、株主総会に提案しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役同様に選任基準に基づいて選任しています。
・当事業年度は、取締役会を12回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役・執行役員から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理担当取締役及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。なお、アルパイン株式会社は、2018年４月から12月の間において、臨時を含む16回の取締役会を開催し、当社及びアルパイン株式会社の経営統合に関わる審議などを行いました。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
(2)当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、取締役会規則・細則並びに執行役員会規則・細則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会及び執行役員会の運営等を明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定等に基づき、情報の管理を行っています。また、上場会社を含む子会社は、経営管理規定に基づき、グループ経営上の重要事項について、事前協議・報告を行っています。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

(2)当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社については、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。上場子会社である株式会社アルプス物流については、自社及び物流事業セグメント構成会社における業務執行に係るリスクを踏まえた体制を整備し、当社は、株式会社アルプス物流と連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】

・当社は、リスクマネジメント方針の下、危機管理規定等の規定を定め、災害・事故・業務等経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。

・当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備しています。上場会社を含む子会社は、経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。また、上場子会社である株式会社アルプス物流については、社長会やグループ監査等委員会連絡会などを定例的に開催し、グループ間の連携を図っています。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、取締役会の重要な業務執行の一部を取締役に委任し、また、取締役から権限を委譲された執行役員が、業務執行を効率的かつ迅速に行います。職務の執行状況については、取締役及び執行役員が取締役会に定期的に報告を行うことにより、経営が効率的に行われる体制を構築します。

(2)当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。

(3)当社は、グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社については各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備するとともに、上場子会社である株式会社アルプス物流については経営の状況報告を受けその進捗を確認しつつ連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社は、執行役員制を導入しており、営業、技術、生産、品質、管理等の機能毎の責任者としてチーフオフィサーを設置しています。そして、取締役会の重要な業務執行の決定を委任された取締役が、チーフオフィサー及びカンパニーごとの担当執行役員に対して、当社並びに各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。また、機能別組織に加え、事業領域やビジネスユニット別に執行役員を置いて責任を明確にしています。上場子会社である株式会社アルプス物流については、同社の社長から当社取締役会で経営の状況報告を受けその進捗を確認するとともに、社長会で経営の連携を図っています。
・当社では、３年ごとに中期経営計画、毎年短期経営計画を策定し、取締役会にて審議・決定を行っています。これらの計画については、半期ごとに経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行っています。また、取締役及び執行役員は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会及び執行役員会にて毎月報告しています。

５．当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
(1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
(2)当社は、グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
(3)当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」といいます。）を整備し、通報窓口を定期的に周知します。
(4)当社の内部監査部門は、当社並びに電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。また、上場子会社である株式会社アルプス物流については、その内部監査部門が自社及び物流事業セグメント構成会社を対象として監査を行うとともに、当社の内部監査部門と連携します。
(5)当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】
・当社は、グループ内における取引については、グループ会社価格基準に基づき、適正な取引を行っています。

・内部通報制度として倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報や社内ポータルサイトのホームページ等で通報窓口等について社内への周知をしています。倫理ホットラインの運用状況については管理担当取締役が定期的に取締役会に報告しています。また、グループ各社の倫理ホットライン関係者と定期的にグループ倫理ホットライン連絡会を開催（2018年度は２回）し、情報や課題の共有化を図るとともに、グループとしての倫理ホットライン制度の機能強化に努めています。
・内部監査部門は、中期及び年次の内部監査計画に基づき、当社の各部門・拠点及び各セグメントの国内･海外の関係会社に対する内部監査を実施しています。内部監査の結果は、監査終了後に取締役会と監査等委員会に報告しています。また、上場子会社である株式会社アルプス物流には内部監査部門があり、自社及びそのセグメント構成会社を対象とした内部監査を行っており、監査体制や監査結果等については、定期的に報告を受けています。
・当社の監査等委員は、定期的に国内の子会社の社長等と面談（2018年度は４回）を行っています。また、海外子会社の社長等とは往査時に面談するほか、経営計画会議などの場を利用して面談、情報交換をしています。なお、内部統制上の課題を識別した場合には、必要な改善要請を行って、是正に向けた全社的な取り組みにつなげています。

6．監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下「監査等委員会補助スタッフ」といいます。）を配置します。

【運用状況の概要】
・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設け、専任の監査等委員会補助スタッフを配置しています。

7．当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
(2)当社は、監査等委員会の同意等の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】
・当社では、監査等委員会補助スタッフは他の職務を兼任せず、監査等委員会の指揮命令下にあり、人事異動・考課は監査等委員会の同意等の下において実施しています。

8．当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
(1)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。
(2)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】
・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が監査等委員会に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、コンプライアンス担当部門長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

9．当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
(1)当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。
(2)当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】
・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、当該子会社の取締役・監査役（上場子会社を除く。）・従業員が当社の監査等委員会に報告できる体制として、倫理ホットライン制度を運用・周知しています。
・主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当取締役、常勤監査等委員及び社外取締役である監査等委員に報告しています。

10. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】
・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役（当社及び上場子会社を除く。）及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
(1)監査等委員は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するなど、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。
(2)監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、内部監査部門の監査に加え、監査等委員会の決議により外部の専門家を使用できることとします。
(3)監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。

【運用状況の概要】
・監査等委員は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席する他、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
・監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記し、監査等委員の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査等委員の請求に基づいて、償還しています。
・監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と監査等結果報告会（2018年度は４回）を定期的に開催しています。また、内部監査部門とは毎月の会合やグループ監査等委員会連絡会（2018年度は２回）などを定期及び随時に開催し、情報や課題を共有しています。

② 財務報告の適正を確保するための体制
当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

③　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。
反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施する等の教育を併せて行っています。

（6）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分は、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれら３つのバランスを考慮して利益配分を決定することを基本方針としています。

また、国内格付Ａ格を維持可能とする健全な財務基盤の確保、並びに中期経営計画における事業目標を定めた上で設定する当該中期経営計画期間中におけるＲＯＥなどの収益性指標の財務目標水準を維持する資本政策の達成を目指すこと、さらに競争力強化の経営資源の獲得及び確保並びに急激な経済危機や自然災害などの不測の事態に対応可能な財務状態の維持に努めることなども掲げています。

そのうえで、成長投資と資本効率の向上のバランスを確保しつつ、①総還元性向として連結当期純利益の30％を確保することを原則とすること、②特に2019年度から2021年度の３年間においては、総還元性向を50％とすることとしています。

毎事業年度における剰余金の配当については、第２四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年２回とし、それぞれの決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当についても取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記基本方針のもと、業績動向、財務体質強化、株主の皆様の配当に対するご期待等を勘案し、中間配当として１株当たり25円を実施、期末配当については25円とし、年間配当を50円と予定しています。この結果、当事業年度の配当性向は62.8％(個別)となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
2018年10月30日 取締役会決議	4,897	25.00
2019年６月21日 定時株主総会決議（予定）	5,275	25.00

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額		科目	金額
(資産の部)			**(負債の部)**	
Ⅰ 流動資産			**Ⅰ 流動負債**	
1．現金及び預金		122,079	1．支払手形及び買掛金	69,596
2．受取手形及び売掛金		156,875	2．短期借入金	38,245
3．商品及び製品		58,314	3．未払費用	17,863
4．仕掛品		10,574	4．未払法人税等	4,689
5．原材料及び貯蔵品		26,946	5．賞与引当金	10,574
6．その他		28,434	6．役員賞与引当金	125
貸倒引当金		△320	7．製品保証引当金	8,791
流動資産合計		402,905	8．その他の引当金	370
Ⅱ 固定資産			9．その他	37,773
1．有形固定資産			流動負債合計	188,029
(1) 建物及び構築物	146,174		**Ⅱ 固定負債**	
減価償却累計額及び減損損失累計額	△96,552	49,621	1．長期借入金	70,570
(2) 機械装置及び運搬具	248,709		2．繰延税金負債	1,038
減価償却累計額及び減損損失累計額	△177,574	71,134	3．退職給付に係る負債	14,739
(3) 工具器具備品及び金型	140,058		4．役員退職慰労引当金	206
減価償却累計額及び減損損失累計額	△118,017	22,040	5．環境対策費用引当金	590
(4) 土地		30,899	6．その他	5,181
(5) 建設仮勘定		13,949	固定負債合計	92,326
有形固定資産合計		187,646	**負債合計**	**280,356**
2．無形固定資産		23,248	**(純資産の部)**	
3．投資その他の資産			**Ⅰ 株主資本**	
(1) 投資有価証券		27,220	1．資本金	38,730
(2) 繰延税金資産		16,600	2．資本剰余金	126,561
(3) 退職給付に係る資産		61	3．利益剰余金	227,078
(4) その他		18,877	4．自己株式	△18,283
貸倒引当金		△842	株主資本合計	374,086
投資その他の資産合計		61,917	**Ⅱ その他の包括利益累計額**	
固定資産合計		272,811	1．その他有価証券評価差額金	3,194
			2．繰延ヘッジ損益	12
			3．土地再評価差額金	△496
			4．為替換算調整勘定	△7,628
			5．退職給付に係る調整累計額	△3,822
			その他の包括利益累計額合計	△8,740
			Ⅲ 新株予約権	361
			Ⅳ 非支配株主持分	29,652
			純資産合計	**395,360**
資産合計		**675,717**	**負債純資産合計**	**675,717**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		851,332
Ⅱ　売上原価		689,337
売上総利益		**161,995**
Ⅲ　販売費及び一般管理費		112,353
営業利益		**49,641**
Ⅳ　営業外収益		
１．受取利息	705	
２．受取配当金	481	
３．補助金収入	471	
４．雑収入	1,060	2,718
Ⅴ　営業外費用		
１．支払利息	1,297	
２．為替差損	2,082	
３．持分法による投資損失	1,584	
４．支払手数料	2,586	
５．雑支出	1,202	8,754
経常利益		**43,605**
Ⅵ　特別利益		
１．固定資産売却益	544	
２．投資有価証券売却益	554	
３．その他	94	1,193
Ⅶ　特別損失		
１．固定資産除売却損	595	
２．減損損失	1,839	
３．事業構造改善費用	860	
４．その他	314	3,609
税金等調整前当期純利益		**41,189**
法人税、住民税及び事業税	10,890	
法人税等調整額	1,124	12,014
当期純利益		29,174
非支配株主に帰属する当期純利益		7,059
親会社株主に帰属する当期純利益		**22,114**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

（参考情報）

【連結損益及び包括利益計算書】（監査対象外）

連結会計年度（自 2018年４月１日　至 2019年３月31日）

（単位：百万円）

売上高	851,332
売上原価	689,337
売上総利益	161,995
販売費及び一般管理費	112,353
営業利益	49,641
営業外収益	
受取利息	705
受取配当金	481
補助金収入	471
雑収入	1,060
営業外収益合計	2,718
営業外費用	
支払利息	1,297
為替差損	2,082
持分法による投資損失	1,584
支払手数料	2,586
雑支出	1,202
営業外費用合計	8,754
経常利益	43,605
特別利益	
固定資産売却益	544
投資有価証券売却益	554
その他	94
特別利益合計	1,193
特別損失	
固定資産除売却損	595
減損損失	1,839
事業構造改善費用	860
その他	314
特別損失合計	3,609
税金等調整前当期純利益	41,189
法人税、住民税及び事業税	10,890
法人税等調整額	1,124
法人税等合計	12,014
当期純利益	29,174
（内訳）	
親会社株主に帰属する当期純利益	22,114
非支配株主に帰属する当期純利益	7,059

その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△2,689
繰延ヘッジ損益	1
為替換算調整勘定	△3,162
退職給付に係る調整額	△628
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,230
その他の包括利益合計	△7,708
包括利益	21,465
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	18,123
非支配株主に係る包括利益	3,341

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
1．現金及び預金	29,264	1．買掛金	44,569
2．受取手形	791	2．短期借入金	21,594
3．売掛金	78,262	3．1年内返済予定の長期借入金	1,000
4．商品及び製品	13,829	4．リース債務	39
5．仕掛品	4,495	5．未払金	15,126
6．原材料及び貯蔵品	5,472	6．未払費用	3,241
7．前渡金	183	7．未払法人税等	177
8．前払費用	1,414	8．前受金	247
9．未収入金	11,392	9．預り金	217
10. 未収還付法人税等	1,458	10. 賞与引当金	4,742
11. 関係会社短期貸付金	22,442	11. 役員賞与引当金	31
12. その他	2,047	12. 製品保証引当金	1,954
貸倒引当金	△62	13. たな卸資産損失引当金	429
流動資産合計	170,993	14. その他	159
Ⅱ 固定資産		流動負債合計	93,531
1．有形固定資産		**Ⅱ 固定負債**	
(1) 建物	19,273	1．長期借入金	64,000
(2) 構築物	1,159	2．リース債務	38
(3) 機械及び装置	29,118	3．長期未払金	133
(4) 車両運搬具	77	4．退職給付引当金	3,398
(5) 工具、器具及び備品	3,313	5．環境対策費用引当金	590
(6) 金型	3,143	6．資産除去債務	414
(7) 土地	17,252	7．その他	88
(8) 建設仮勘定	5,672	固定負債合計	68,663
有形固定資産合計	79,009	**負債合計**	**162,194**
2．無形固定資産		(純資産の部)	
(1) 特許権	77	**Ⅰ 株主資本**	
(2) 借地権	236	1．資本金	38,730
(3) 商標権	26	2．資本剰余金	
(4) ソフトウェア	10,972	資本準備金	99,993
(5) 電話加入権	42	その他資本剰余金	3,532
(6) 施設利用権	1	資本剰余金合計	103,525
無形固定資産合計	11,355	3．利益剰余金	
3．投資その他の資産		その他利益剰余金	
(1) 投資有価証券	1,377	繰越利益剰余金	86,896
(2) 関係会社株式	89,725	その他利益剰余金合計	86,896
(3) 出資金	11	利益剰余金合計	86,896
(4) 関係会社出資金	11,154	4．自己株式	△18,341
(5) 従業員に対する長期貸付金	93	株主資本合計	210,811
(6) 更生債権	803	**Ⅱ 評価・換算差額等**	
(7) 長期前払費用	419	その他有価証券評価差額金	331
(8) 前払年金費用	115	評価・換算差額等合計	331
(9) 差入保証金	66	**Ⅲ 新株予約権**	295
(10) 繰延税金資産	9,281	**純資産合計**	**211,438**
(11) その他	57		
貸倒引当金	△831		
投資その他の資産合計	112,274		
固定資産合計	202,639		
資産合計	**373,633**	**負債純資産合計**	**373,633**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		394,661
Ⅱ　売上原価		336,666
売上総利益		**57,995**
Ⅲ　販売費及び一般管理費		51,393
営業利益		**6,602**
Ⅳ　営業外収益		
１．受取配当金	12,632	
２．雑収入	898	13,531
Ⅴ　営業外費用		
１．支払利息	507	
２．支払手数料	1,398	
３．雑支出	500	2,406
経常利益		**17,726**
Ⅵ　特別利益		
１．固定資産売却益	387	
２．投資有価証券売却益	540	927
Ⅶ　特別損失		
１．減損損失	1,583	
２．投資有価証券評価損	359	
３．その他	185	2,128
税引前当期純利益		**16,525**
法人税、住民税及び事業税	393	
法人税等調整額	157	551
当期純利益		**15,974**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　科　博　文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴　田　純一郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　野　　守　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプスアルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　科　博　文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴　田　純一郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　野　　守　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の①及び②の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

アルプスアルパイン株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　梅　原　潤　一　㊞

常勤監査等委員　前　田　眞　二　㊞

監査等委員　飯　田　　隆　㊞

監査等委員　長谷川　聡　子　㊞

監査等委員　中　矢　一　也　㊞

監査等委員　東　葭　葉　子　㊞

（注）監査等委員 飯田　隆、長谷川　聡子、中矢　一也及び東葭　葉子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

〔会場ご案内図〕

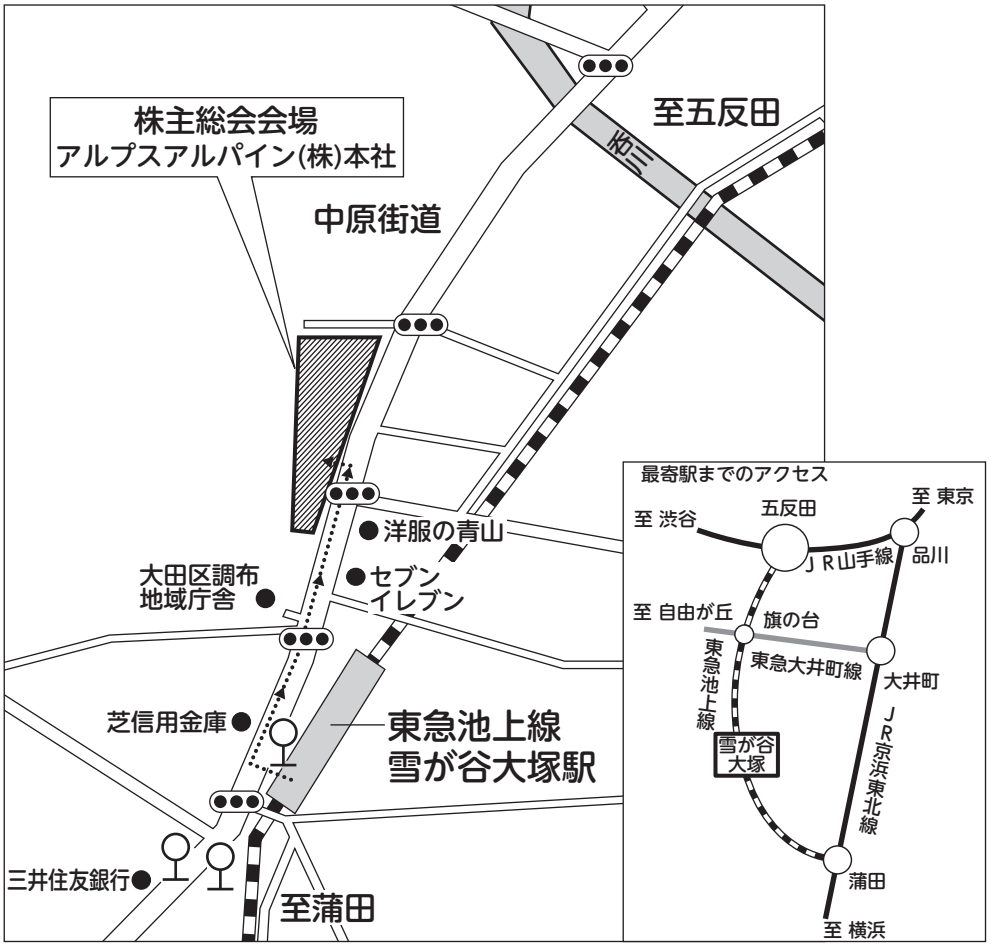

＜交通のご案内＞
・電車でご来場の場合　東急池上線「雪が谷大塚駅」下車　徒歩約５分
　五反田駅より８駅目（約12分）
　蒲田駅より６駅目（約10分）
・バスでご来場の場合　東急バス「雪が谷バス停」下車　徒歩約５分
　「蒲１２」　田園調布駅（東急東横/目黒　各線）⇔蒲田駅（ＪＲ京浜東北/東急池上/東急多摩川　各線）
　「多摩０１」多摩川駅（東急東横/目黒/多摩川　各線）⇔東京医療センター

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
◎開会間際は、受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。（午前９時より受付を開始します。）

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。